

松江市ガス事業 民営化の基本的な考え方

組織戦略課
ガス局

民営化の必要性

本市都市ガス事業の現況

- ・顧客数は直近10年間で12.9%減少
- ・供給区域内利用率は3割を下回り、公営ガス事業者17者中最下位水準
- ・販売量は10年前と比較して6.3%減少
- ・顧客数や販売量の減少を止めることができなければ料金値上げを検討せざるを得ない状況、先行きは非常に厳しい

公営ガス事業の限界

- ・民間都市ガス事業者は「ガス・電気セット割引」をはじめとする多様なサービス提供によりお客様の満足度向上を図るが、公営ガス事業者は原則としてガス販売しかできない
- ・全国の多くの地域で、民間事業者が都市ガスを供給（公営ガス事業者 平成10年：70者⇒現在：17者）

都市ガス事業を取り巻く環境の変化

- ・電気・ガス小売全面自由化により、総合エネルギー市場が創出され、各インフラ分野を組み合わせたサービス提供が進展
- ・菅首相（当時）の「2050カーボンニュートラル宣言」を受け、都市ガス業界は原料を天然ガスから「e-methane（合成メタン）」に転換する方針

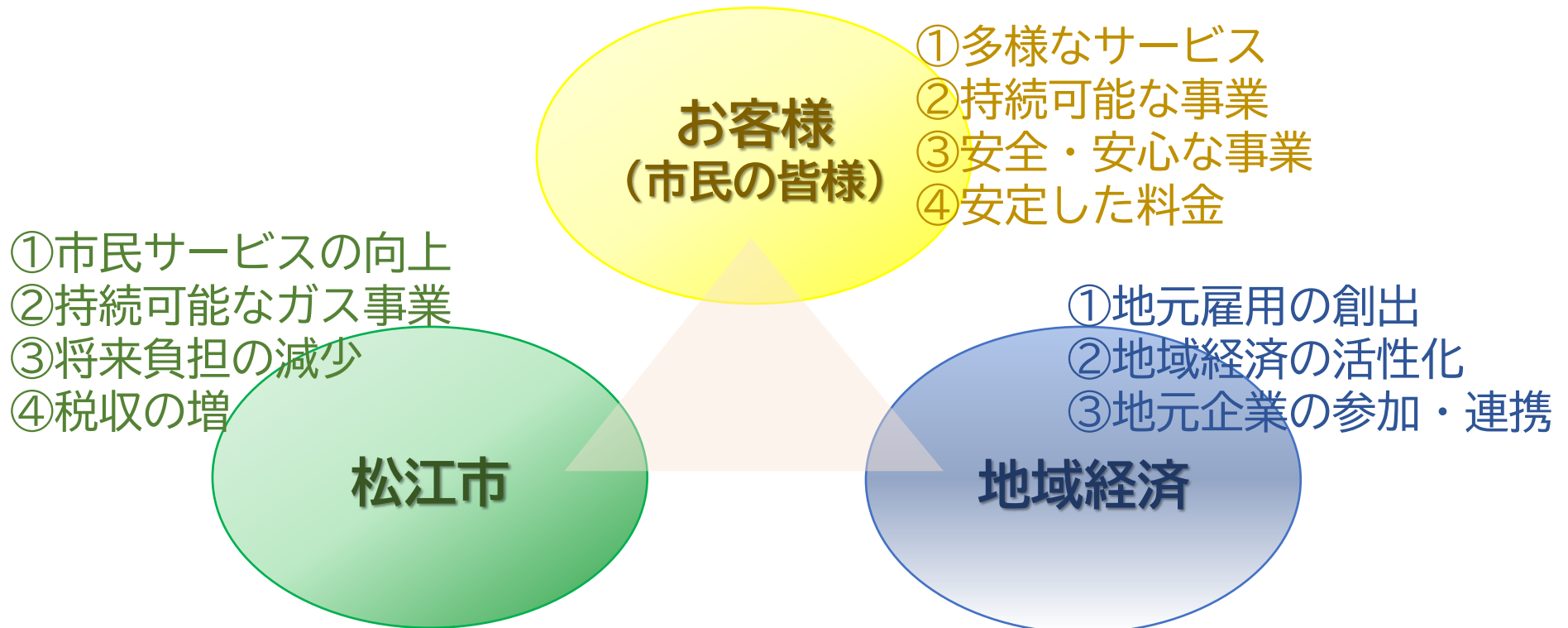
したがって

人口減少・カーボンニュートラルなどの環境変化に迅速・柔軟に対応し、時代に即した「多様なサービスの提供」や、「地域活性化への貢献」を果たしうる経営形態への移行＝「民営化」が必要

民営化の目的・理念

本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること

お客様・地域経済・松江市の「三方よし」の持続可能な都市ガス事業の実現を図る



民営化の手法

- 施設及び営業権のすべてを民間事業者へ売却する「完全譲渡」を基本とする。
- 「公募型プロポーザル方式」を採用する（詳細内容は「譲渡先選定委員会」において調査・審議を行う）。
- 適正な事業価値評価に基づき、最低譲渡価格を設定する。
- 原則として本市は、事業継承者の経営への関与は行わない。ただし、一定期間、事業継承者に本市への報告を求める。

スケジュール（目途）

令和5年	松江市ガス事業譲渡先選定委員会（仮称）の設置
令和6年	事業継承者募集要項公表・募集開始優先交渉権者決定
令和7年	事業譲渡契約締結 事業引継
令和8年	事業譲渡

これらについて、令和5年8月29日「松江市ガス事業民営化基本方針」を策定（松江市/ガス局ホームページにて公表）